

## 第4次和光市総合振興計画基本構想及び

### 和光市都市計画マスタープランの一部改訂について

#### 1 一部改訂の趣旨

社会経済情勢や市民ニーズのさまざまな変化に柔軟に対応していくため、平成23年3月に策定した市の総合的なまちづくりの方向性を示した第四次和光市総合振興計画基本構想を平成28年3月に改訂しました。

また、新たな都市基盤の整備による土地利用の変化や都市計画法等のまちづくり三法の改正による制度面の変化に対応するため、平成13年12月に定めた市の都市計画の基本方針である和光市都市計画マスタープランを平成26年3月に改訂しました。

今回の一部改訂は、和光北インターチェンジ東側について市街地整備による新たなまちづくりの構想があることから総合振興計画及び都市計画マスタープランに構想を反映させるために一部改訂を行うものです。

#### ◎総合振興計画とは

まちづくりの最も上位に位置づけられる総合計画であり基本構想・実施計画で構成され、まちづくりの将来目標を具体的に示すとともに、さらに、その基本目標を達成するための様々な取組を体系的に示したものです。

#### ◎都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4年6月の都市計画法改正によって、住民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画法第18条の2に基づいて「市町村の都市計画に関する基本的な方針」定めるものです。また、総合振興計画及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して定めるものとされています。

#### 2 一部改訂に向けた取組の流れ

総合振興計画の一部改定に当たっては、改訂案を平成28年11月17日の第4回総合振興計画審議会に諮りました。今後は、パブリック・コメントによる意見募集を行った後に、平成29年の3月の市議会で審議してから改訂を行います。

また、都市計画マスタープランの一部改訂に当たっては、パブリック・コメントによる意見募集を行った後に、平成29年3月開催予定の和光市都市計画審議会に諮り改訂を行います。